

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 英国の税務当局がVATに係る 税のデジタル化に関する 通達を公表

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

### エグゼクティブ・サマリー

2018年7月13日、英国の税務当局、歳入関税庁(HMRC)は強く待ち望まれたVAT通達700/22号(以下、「本通達」)を公表しました。本通達は付加価値税(VAT)に係る「税のデジタル化」(MTD)を説明するものです。本通達では、(i)企業が保管すべきデジタル記録、(ii)一定の特殊状況において取引をデジタル記録する方法、(iii)「機能互換ソフトウェア(functional compatible software)」に該当するもの、及び(iv)プログラムを組み合わせる場合、どんなときにソフトウェアプログラムをデジタルリンクすべきか、についての説明がなされています。

HMRCはVAT通達と併せて以下の情報を公表しました。

- ▶ **Making Tax Digital for Business - stakeholder communications pack** (事業者を対象とする税のデジタル化 - ステークホルダー向け伝達文書一式)。これは、2019年4月1日以降、VAT関連デジタル記帳業務及びMTD互換ソフトウェアを使用するVAT申告書の提出に移行する必要がある企業を支援するための情報を提供しています。
- ▶ HMRCのテスト環境でMTD API(アプリケーション・プログラミング・インターフェース)ソフトウェア製品をテストし、HMRCに対して試作品のデモンストレーションを行った**サプライヤー**に関する情報。このリストは定期的に更新される予定です。今後、実際にMTDの提出を完了した開発会社のリストと選択可能なソフトウェアの完全なリストが提供されるものと思われます。

## 詳細

### VATに係るMTD要件とは何か

課税対象売上高がVAT登録最低額(現在は8万5,000ポンド)を上回るVAT登録事業者は全員、2019年4月1日以降、VAT納税に係るMTD要件を充足することを義務付けられます。他の税目についても後日同じ扱いとなりますが、早くとも2020年4月以降のことになります。

MTD要件とは、事業者が、VATに関する記録をデジタルに保存し、HMRCのAPI仕様要求事項に適合するサードパーティ製ソフトウェアを使用するアプリケーションによりVAT申告書を電子提出することができ、また、明確な電子監査証跡及びソースシステムからVAT申告書の提出に至るデジタルリンクを実証できることを確実なものとする必要性を意味します。

本通達は、MTD要件、免除、記録、機能互換ソフトウェア、デジタルリンク、ソフトウェア以外でのVAT計算、調整、エラーの是正、特別なVAT会計スキームの適用など、多くの事業者が直面する問題をある程度明確にしています。

しかしながら、MTDが実際にどのように運用されるか、特に、提出前にVAT申告書の数値の調整が必要になる場合に関して不明確な点が残されています。また、以下のように、部分的に非課税売上を有する事業者に影響を与える可能性のある重要な要点もあります。

- ▶ HMRCは、非課税供給の価額が報告対象になることを明確にしている(一部の金融サービスについては困難となる)。
- ▶ 部分的に非課税売上を有する事業者における控除対象仕入税額の計算は「調整(adjustment)」として機能互換ソフトウェア要件の対象外となります。

### 次のステップ

システム変更は長期のリードタイムを要することを踏まえ、多くの事業者は、新たなMTD要件の充足に向けた準備状況の評価にすでに着手しています。このような分析にまだ着手していない事業者は、今すぐそれを検討することが望ましいと考えられます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

#### EY税理士法人

大平 洋一  
古市 泰之

パートナー  
マネージャー

yoichi.ohira@jp.ey.com  
yasuyuki.furuichi@jp.ey.com

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180823

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)